合を」を「場合又は当該イに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同号ハ中「該当し、かつ、当該イ又は」を「該当する場合であつて、かつ、当該イ若しくは」に、「前項」を「第一項」に、「場合を」を「場合又は当該イ若しくはロに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における総収入金額が五十億円を超える場合を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十二条の三第一項に規定する総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額は、判定対象者の基準期間相当期間における総収入金額（当該基準期間相当期間における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額（当該判定対象者の基準期間相当期間が次項第二号イ又はロに定める期間に該当する場合には、当該合計額を当該基準期間相当期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいう。）とする。

第二十五条の五第一項第一号中「次号及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「法第三十条第一項」に、「同号」を「次号」に改め、同項第二号中「この条」を「第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十二条の四第三項に規定する政令で定める場合は、事業者が金地金等の仕入れ等（同項に規定する金地金等の仕入れ等をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行つた課税期間中の当該金地金等の仕入れ等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額及び保税地域から引き取つた当該金地金等の仕入れ等に係る課税貨物の課税標準である金額の合計額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が二百万円以上である場合とする。

第二十五条の六に次の一項を加える。

2　金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合又は特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における法第十二条の四第三項の規定の適用については、同項中「行つた場合」とあるのは、「行つた場合（当該金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とする。）」とする。

第二十七条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第二項中「この項から第七項まで」を「第八項まで」に改め、同項第一号ロ中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「及び次項」を「、次項及び第六項第七号」に、「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同項第二号ロ及び第三号ロ中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第六項第一号中「第二十五条の四第二項第一号イ」を「第二十五条の四第三項第一号イ」に、「次項第一号イ」を「第三項第一号イ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「の」の各」を「次項において同じ。）の各」に、「とする」を「と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第一号ロに定める当該十二月三十一日の属する年において終了した当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第三号中「第二十五条の四第二項第一号ハ」を「第二十五条の四第三項第一号ハ」に、「次項第一号ハ」を「第三項第一号ハ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「」とする」を「」と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第一号ハに定める当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の六月の期間の末日が到来する場合には当該六月の期間における収益合計額の合計額を加算し、同号ハに定める当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に終了した当該受託事業者（当該六月三十日の属する年の一月一日から六月三十日までの期間中に六月の期間の末日が到来する受託事業者を除く。）の各事業年度がある場合には当該各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が六を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに六を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第二項第二号イ」を「第二十五条の四第三項第二号イ」に、「次項第二号イ」を「第三項第二号イ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「の」の各」を「次項において同じ。）の各」に、「とする」を「と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、次項第二号イに規定する各事業年度の月数の合計数が十二を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第二号ロ中「第二十五条の四第二項第二号ハ」を「第二十五条の四第三項第二号ハ」に、「次項第二号ハ」を「第三項第二号ハ」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「の」の受託事業者」を「次項において同じ。）の受託事業者」に、「」とする」を「」と、同条第二項中「の合計額」とあるのは「の合計額（以下この項において「収益合計額」という。）」と、「金額」とあるのは「金額）に、固有六月期間中に当該判定対象者に係る各法人課税信託等の受託事業者の六月の期間の末日が到来する場合には当該六月の期間における収益合計額の合計額を加算し、固有六月期間中に終了した当該受託事業者（当該固有六月期間中に六月の期間の末日が到来する受託事業者を除く。）の各事業年度がある場合には当該各事業年度における収益合計額の合計額（当該受託事業者の各事業年度の月数の合計数が六を超える場合には、当該合計額を当該合計数で除し、これに六を乗じて計算した金額）の合計額を加算した金額」とする」に改め、同項第七号中「については、」を「又は同条第二項に規定する基準期間相当期間における総収入金額については、それぞれ」に、「法人課税信託」を「法人課税信託等」に、「を同項」を「を同条第一項」に改め、「適用する同項」の下に「又は同条第二項」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。